

賃貸借契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により乙が提供する高速プリンター及びデジタル印刷機（以下「機械」という。）の賃貸借に関する契約を次の条項により締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は乙が、機械を甲の使用に供して適切な操作方法を指導するとともに、機械の常時正常な状態での稼働提供を目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

（賃貸借料金）

第4条 賃貸借料金は、次のとおりとする。

月額： 円（保守料金を含む）
ほか消費税及び地方消費税額： 円

（機種及び設置場所）

第5条 設置する機械の機種、台数及び設置場所は、次のとおりとする。

1 高速プリンター

（1）機種： 1台
設置場所：新潟県新発田市板敷521番地1 新潟県立新発田商業高等学校 印刷室

2 デジタル印刷機

（1）機種： （A3対応 単色機） 1台
設置場所：新潟県新発田市板敷521番地1 新潟県立新発田商業高等学校 印刷室
（2）機種： （A3対応 単色機） 1台
設置場所：新潟県新発田市板敷521番地1 新潟県立新発田商業高等学校 情報処理準備室

（賃貸借料金の請求）

第6条 乙は、毎月の賃貸借料金を翌月初めに甲に請求する。

（賃貸借料金の支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料金を支払わなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により賃貸借料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の日の翌日から支払の日までの日数について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息を加算して支払う。

(機械の保守等)

第8条 乙は、甲が常時正常な状態で使用できるように、機械の保守管理に精通した人員を設置場所に派遣して、定期的な点検・調整を行わなければならない。

2 機械が故障した場合は、甲の要請により乙は直ちに社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 点検・修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、当該所属と協議の上、代替物の提供等により、速やかに甲が機械を使用可能な状態を確保すること。

4 甲は、乙の推奨した消耗品を使用するものとし、それ以外の消耗品を使用した場合の故障の場合は保守サービスの適用外として修理費を請求できるものとする。

5 前項に掲げる保守については、新潟県の休日を定める条例1条第1項各号に規定する日以外の日(以下「開庁日」という。)の午前8時30分から午後5時までの間を対象とする。

(債権債務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第360号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第121条に基づき会計管理者に対し、支出命令を発した時点で生じるものとする。

(機械の所有権)

第10条 機械の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、第5条に定める設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、機械の移動については、乙が実施し、これに要する費用は第3条の賃貸借料金に含まれるものとし、乙は当該経費を甲に請求することはできない。

(契約の解除)

第12条 契約期間中に甲の予算の減額又は削減があつた場合、もしくはその他甲又は乙にやむを得ない事情があつた場合は、本契約を解除するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により契約を解除する場合においては、原則として1ヵ月前に文書によって相手方に通知するものとする。

3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

第13条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第65条か

ら第67条の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（機密の保持）

第14条 乙は、契約上知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（機械の返還）

第15条 第2条及び前条によりこの契約が終了した場合、甲は機械を速やかに乙に返還しなければならない

（損害賠償）

第16条 乙は、甲が、故意又は重過失によって機械に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対し

て請求することができる。

- 2 甲が第12条3項の規定により本契約を解除したことを原因として、乙に損害を与えた場合は、その損害の賠償については甲乙協議の上、決定する。

(その他)

第17条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

新潟県新発田市板敷521番地1

甲 新潟県

新潟県立新発田商業高等学校

校長 佐野 由美子 印

乙

印